

○木下建設株式会社 環境情報○

当社は環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善する。
以下の情報を公開します。

【環境マネジメントシステムの適用範囲】

当社は、JIS Q14001:2015(ISO14001:2015)の要求事項に従って、環境マネジメントシステムを構築する。本マニュアルは、ISO14001 の要求事項に従って、当社のマネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ継続的に改善する手順について定める。

当社における環境マネジメントシステムの適用範囲は以下のとおりとし、箇条 4.3 に従って決定する。

1. 会社概要

- ・会社の名称 木下建設株式会社
- ・会社の代表者 代表取締役社長 木下勝貴

2. 適用される事業所

- ・本社 長野県飯田市松尾町1-22

3. 適用される製品、サービス

- ・「建物の設計、施工及び道路、橋梁、ダム、堤防、上下水道等公共事業工事の施工並びに碎石の製造」

4. 適用される組織及び体制

- ・当社が行う土木事業本部、建築事業本部、総務本部、安曇野支店、碎石工場の業について適用する。
- ・環境においては、名古屋支店は適用外とする。
- ・「5.3 組織の役割、責任及び権限」の当社組織図による。

5. 管理し影響を及ぼすことができる当社の権限と能力（委託先や顧客への環境に関する影響力）

- ・環境に配慮した製品、施工を積極的に採用する。

環境マネジメントシステムの適用範囲を定めるために、次の事項を考慮し、その境界及び適用可能性を決定する。

(a) 4.1 に規定する外部及び内部の課題

(b) 4.2 に規定する遵守義務（法律、条例、顧客との契約、近隣住民との協定等）

(c) 適用する（適用しない）事業所や業務、物理的境界（敷地の境界等）

(d) 当社の活動、製品及びサービス

(e) 管理し影響を及ぼすことができる当社の権限と能力（委託先や顧客への環境に関する影響力）

決定した環境マネジメントシステムの適用範囲内でこの規格の要求事項が適用可能ならば、これらを全て適用する。

環境マネジメントシステムの適用範囲は、文書化した情報として利害関係者が入手可能な状態にし、維持する。